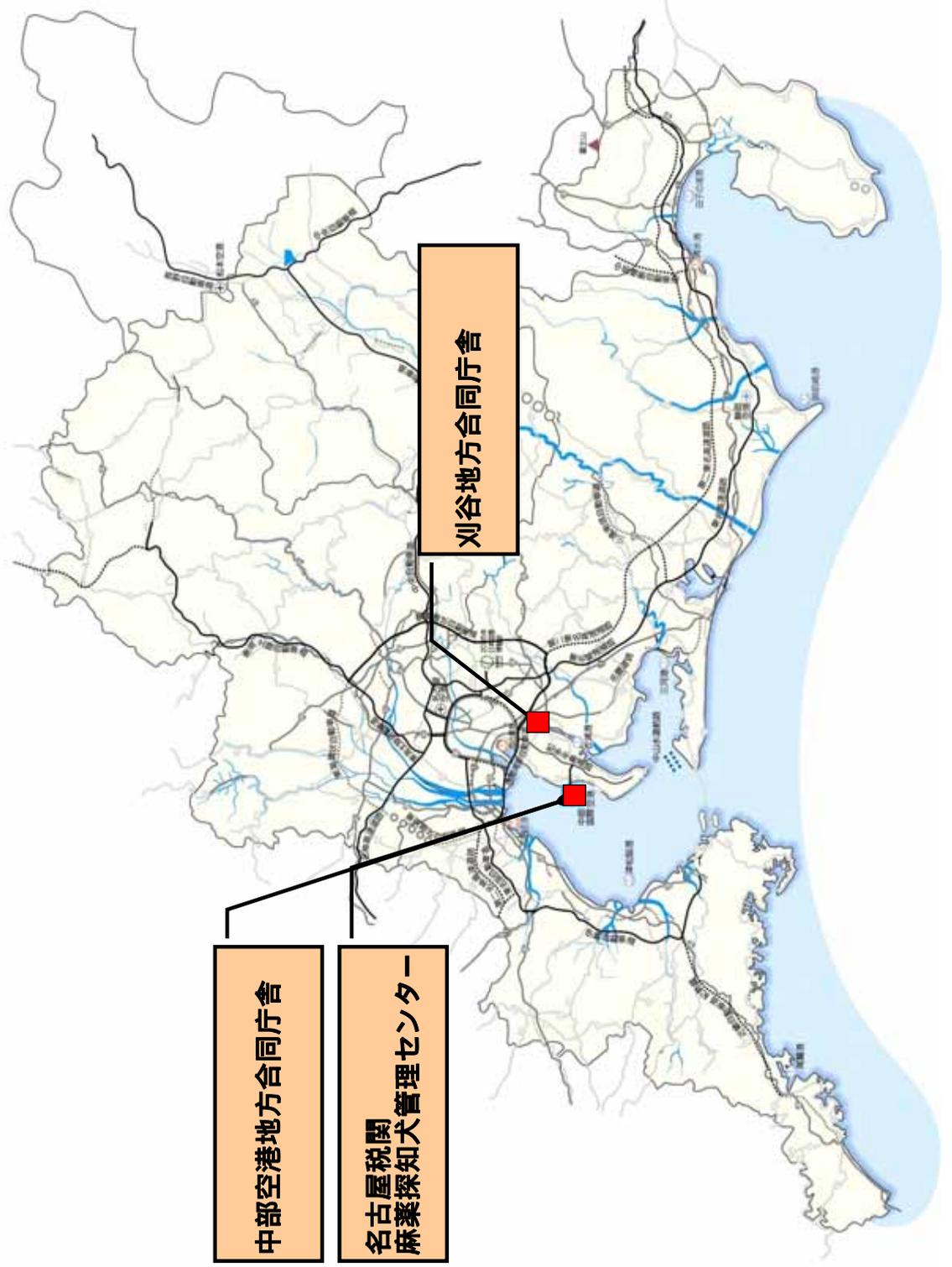


事後評価対象
営繕事業概要

平成 20 年 2 月 27 日

営 繕 部

官繕事業評価対象施設位置図



平成19年度 営繕事業の事後評価書(原案)

事業概要	事業名：刈谷地方合同庁舎	
	事業費予算化年度：平成14年度	事業完成年度：平成16年度
	全体計画額：2,542百万円	
事業概要	事業目的： 刈谷税務署ほか計3官署の狭隘の解消を図るとともに、国家機関の出先官署集約合同化することで、利用者の利便性の向上、業務の効率化、土地・建物の高度利用を図る。 事業場所： 愛知県刈谷市若松町1-46-1 構造・規模： 鉄筋コンクリート造 地上6階建	
	評価の内容	費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化 ・費用便益比(B/C) 事後評価時の投資効率性 = 1.0 事業効果の発現状況 次のような効果の発現が認められます。 ・建物の狭隘の解消が図られています。 ・出先官署を集約合同化することで、来庁者の利便性の向上、業務の効率化、土地・建物の高度利用が図られています。 ・利用者及び職員が建物全体の満足度について良いと評価しています。
事業実施による環境の変化 ・特にありません。		
社会経済情勢の変化 ・特にありません。		
対応方針(案) 今後の事後評価の必要性 ・事業効果の発現状況が概ね十分であり、社会経済情勢の変化にも適合していることから、事業の目的を果たしていると判断できるため、再度の事後評価の必要性はないと考えます。 改善措置の必要性 ・事業効果の発現状況が概ね十分であり、社会経済情勢の変化にも適合していることから、事業の目的を果たしていると判断できるため、改善措置の必要性はないと考えます。 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性 ・同種事業の計画・調査のあり方に関しては、当該事業の評価の結果、特に見直しの必要性はないと考えます。 ・事業評価手法の見直しに関しては、引き続き検討を行っていく必要があると考えます。		

平成19年度 営繕事業の事後評価書(原案)

事業概要	事業名：中部空港地方合同庁舎	
	事業費予算化年度：平成14年度	事業完成年度：平成16年度
	全体計画額：2,828百万円	
	<p>事業目的： 中部国際空港の開港に向けて、関係官署が移転する必要が生じたため、中部国際空港の貨物地区に、航空貨物の輸出入に係わる業務を行う官署が、入居する合同庁舎を整備する。</p> <p>事業場所： 愛知県常滑市セントレア1丁目 - 1</p> <p>構造・規模： 鉄骨造 地上4階建</p>	
評価の内容	<p>費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・費用便益比(B / C) <p style="margin-left: 40px;">事後評価時の投資効率性 = 3.7</p>	
	<p>事業効果の発現状況</p> <p>次のような効果の発現が認められます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税関・出入国管理・検疫に関する業務が支障なく行われています。 ・国際空港の貨物地区の運用に配慮し、海上人工島に整備する施設としての配慮した施設計画となっています。 ・耐久性、保守性及び環境保全性に対して配慮し、またユニバーサルデザインを採用するなど官庁営繕としての施策が適切に行われています。 ・利用者及び職員が建物全体の満足度について良いと評価しています。 	
	<p>事業実施による環境の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特にありません。 	
	<p>社会経済情勢の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特にありません。 	
<p>対応方針(案)</p> <p>今後の事後評価の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業効果の発現状況が概ね十分であり、社会経済情勢の変化にも適合していることから、事業の目的を果たしていると判断できるため、再度の事後評価の必要性はないと考えます。 <p>改善措置の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業効果の発現状況が概ね十分であり、社会経済情勢の変化にも適合していることから、事業の目的を果たしていると判断できるため、改善措置の必要性はないと考えます。 <p>同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同種事業の計画・調査のあり方に関しては、当該事業の評価の結果、特に見直しの必要性はないと考えます。 ・事業評価手法の見直しに関しては、引き続き検討を行っていく必要があると考えます。 		

平成19年度 営繕事業の事後評価書(原案)

事業概要	事業名：名古屋税関 麻薬探知犬管理センター	
	事業費予算化年度：平成15年度	事業完成年度：平成16年度
	全体計画額：680百万円	
事業概要	<p>事業目的：中部国際空港の開港に向けて、不正薬物の摘発を行うための麻薬探知犬の管理及び訓練を行う施設を整備する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 麻薬探知犬の良質な育成環境の整備 2. 業務の効率化に配慮した施設の整備 3. 麻薬探知犬の広報活動の推進に配慮した施設の整備 4. 立地環境・自然環境に配慮した施設の整備 <p>事業場所：愛知県常滑市セントレア1丁目-2 構造・規模：鉄骨造 地上2階建 他</p>	
	評価の内容	<p>費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・費用便益比(B/C) <p style="text-align: center;">事後評価時の投資効率性 = 2.5</p> <p>事業効果の発現状況</p> <p>次のような効果の発現が認められます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・麻薬探知犬の良質な育成環境の整備、業務の効率化が図られています。 ・立地環境を考えた建物の耐久性及び保守性に対する配慮及び環境保全性に対して配慮するなど、官庁営繕としての施策が適切に実施されています。 ・職員が建物全体の満足度について良いと評価しています。 <p>事業実施による環境の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特にありません。 <p>社会経済情勢の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特にありません。
<p>対応方針(案)</p> <p>今後の事後評価の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業効果の発現状況が概ね十分であり、社会経済情勢の変化にも適合していることから、事業の目的を果たしていると判断できるため、再度の事後評価の必要性はないと考えます。 <p>改善措置の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業効果の発現状況が概ね十分であり、社会経済情勢の変化にも適合していることから、事業の目的を果たしていると判断できるため、改善措置の必要性はないと考えます。 <p>同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同種事業の計画・調査のあり方に関しては、当該事業の評価の結果、特に見直しの必要性はないと考えます。 ・事業評価手法の見直しに関しては、引き続き検討を行っていく必要があると考えます。 		